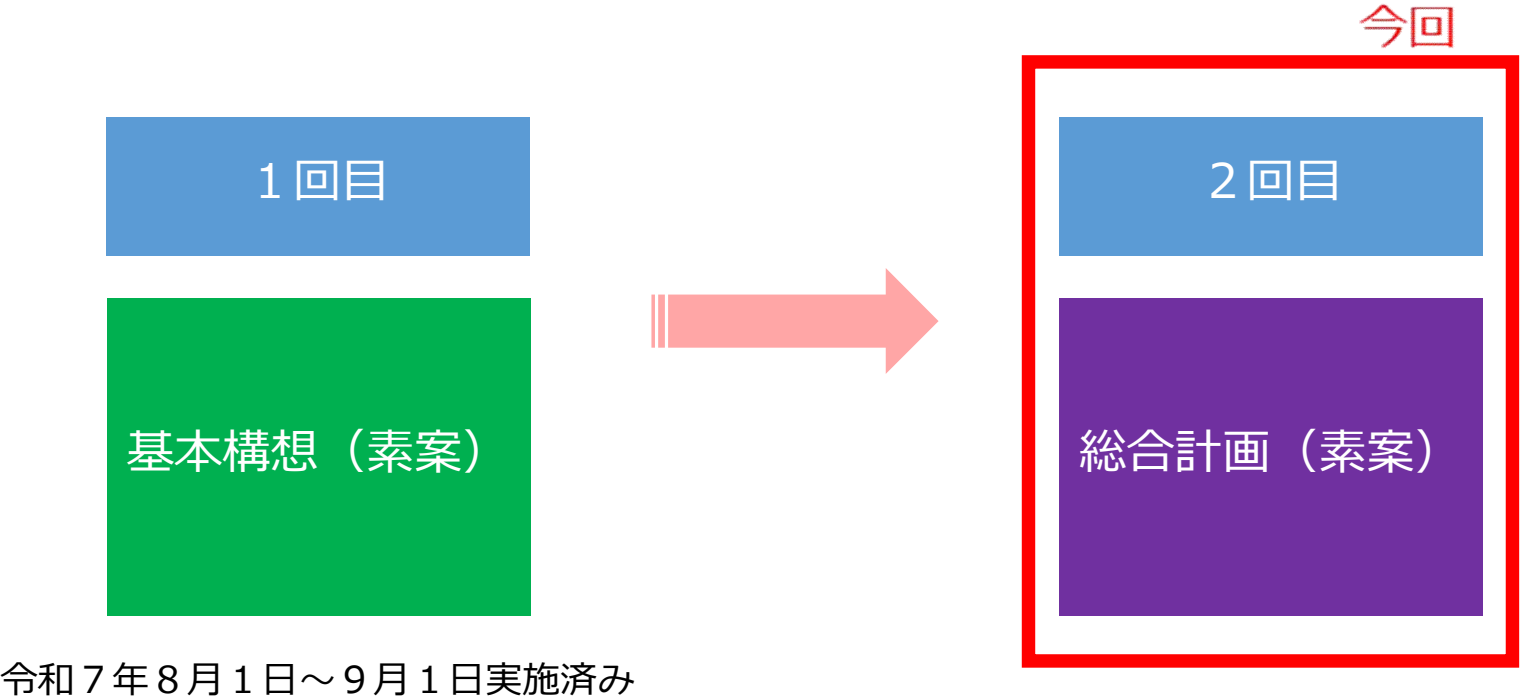


パブリック・コメント手続の実施

本市のまちづくりを総合的かつ計画的に運営する市政運営の指針となる第3次小林市総合計画（素案）への意見を募集します。

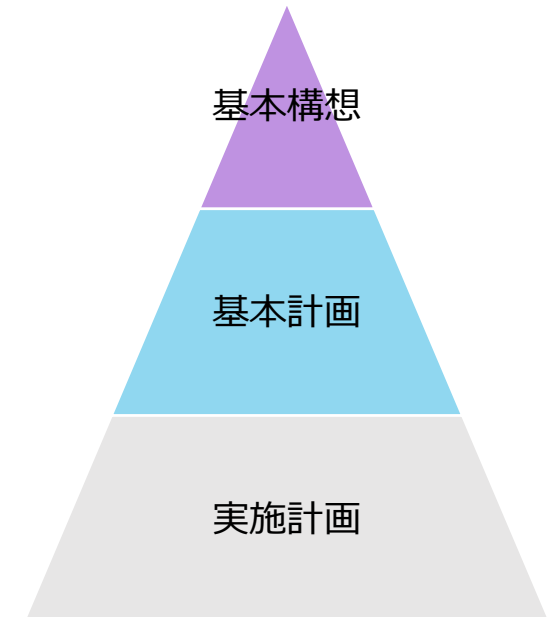
計画期間：令和8年度から令和15年度まで（8年間）

総合計画の策定の過程において、市の市民への説明責任を向上させ、市民の市政への参画の促進を図るため、2回に分けて意見募集を行うこととしており、今回は2回目として、第3次小林市総合計画（素案）への意見募集を行うものです。



第3次小林市総合計画（素案）の概要について

- 1 これまでの経過 P 3
- 2 第3次総合計画（素案）の概要 P 4
- 3 基本施策の記載内容 P23



本資料は第3次小林市総合計画（素案）の概要について主なものを記載しています。

1

これまでの経過

※第3次総合計画策定に係るもの

日 付	種 類	内 容
令和6年5月30日	小林市総合計画等審議会	【諮問】第3次小林市総合計画の策定 【諮問】第2期てなんど小林総合戦略の変更
令和6年8月6日	小林市総合計画等審議会	○第3次小林市総合計画の基本構想（方針） ○第2期てなんど小林総合戦略の変更
令和6年8月16日	小林市総合計画等審議会	【答申】第2期てなんど小林総合戦略の変更（総合計画への一体化方針を含む。）
令和6年10月～ 令和7年1月	市民からの意見聴取	○グループインタビュー ○若者からの提言
令和7年2月5日	小林市総合計画等審議会	○市民からの意見聴取の状況報告 ○第3次小林市総合計画の骨子（案）、総合戦略の一体化
令和7年5月29日	小林市総合計画等審議会	第3次総合計画の基本構想（素案）
令和7年8月1日～ 令和7年9月1日	パブリック・コメント手続	第3次総合計画の基本構想（素案）に係るもの
令和7年10月20日	小林市総合計画等審議会	総論（人口ビジョン）（素案）、基本計画（素案）
令和7年10月23日	小林市総合計画等審議会	基本計画（素案）

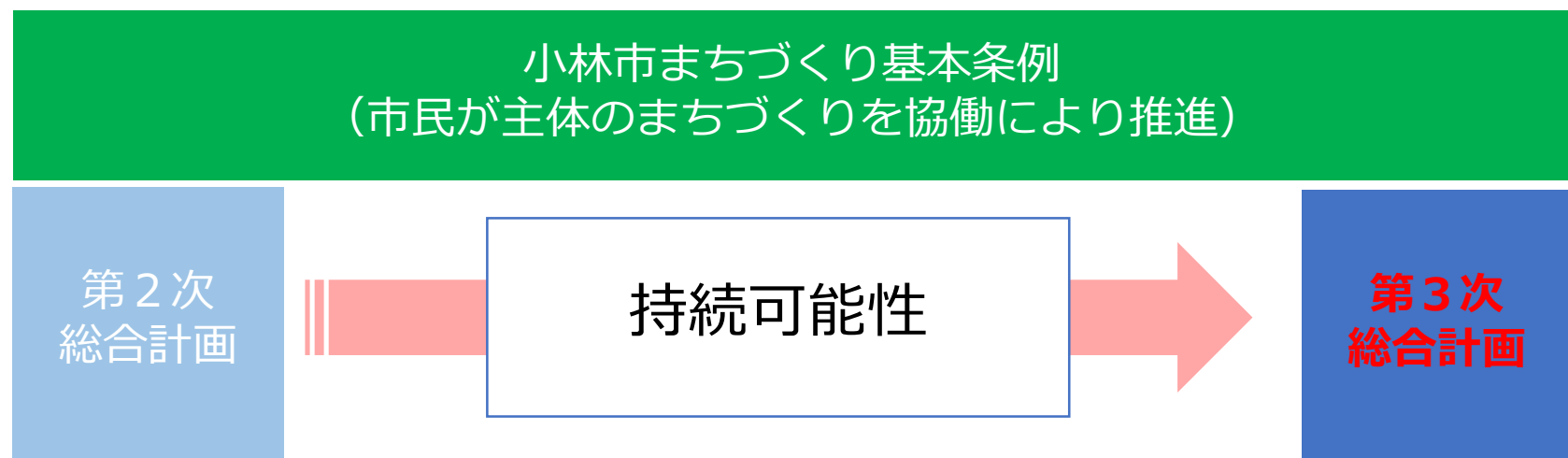
2 第3次総合計画（素案）の概要

第1部 総論

総合計画は、本市の基本理念である「小林市まちづくり基本条例」第12条で、市の最上位計画として策定が義務付けられているもので、同条例の内容を反映させ、その具現化を図ることを目的としています。

令和7年度に第2次小林市総合計画が最終年度を迎えることから、総合的かつ計画的な市政運営を図るため、新たに「第3次小林市総合計画」を策定することとします。

また、第2次小林市総合計画の計画期間を通じて、きずな協働体が全ての地域で設立されるなど協働によるまちづくりが浸透したことから、第3次小林市総合計画においても協働のまちづくりを継続して推進するとともに、今後更なる人口減少、少子高齢化の進行を踏まえ、第3次小林市総合計画では地域も行政も持続可能となるように、持続可能性を主たる基本方針として位置付けます。



※「協働」という考えについては、小林市まちづくり基本条例に明確に規定されており、本条例に基づき策定する第3次総合計画では当然「協働」の考えが前提となっています。そこで、第3次総合計画においては、基本方針が「協働できる計画」から「持続可能性」に進展することを踏まえ、「協働の取組」に重点を置いた具体的な内容は記載しないこととします。

第1部 総論 第1章 第3次小林市総合計画の考え方

第3次小林市総合計画は、基本構想、基本計画、実施計画から構成されています。

小林市まちづくり基本条例

基本構想

地域社会の将来の目標及び目標達成のための基本的施策を定めた長期の計画

- 1 まちづくりの基本理念
- 2 まちづくりの基本方針
将来都市像、持続可能性の取組
- 3 施策の大綱

基本計画
(総合戦略)

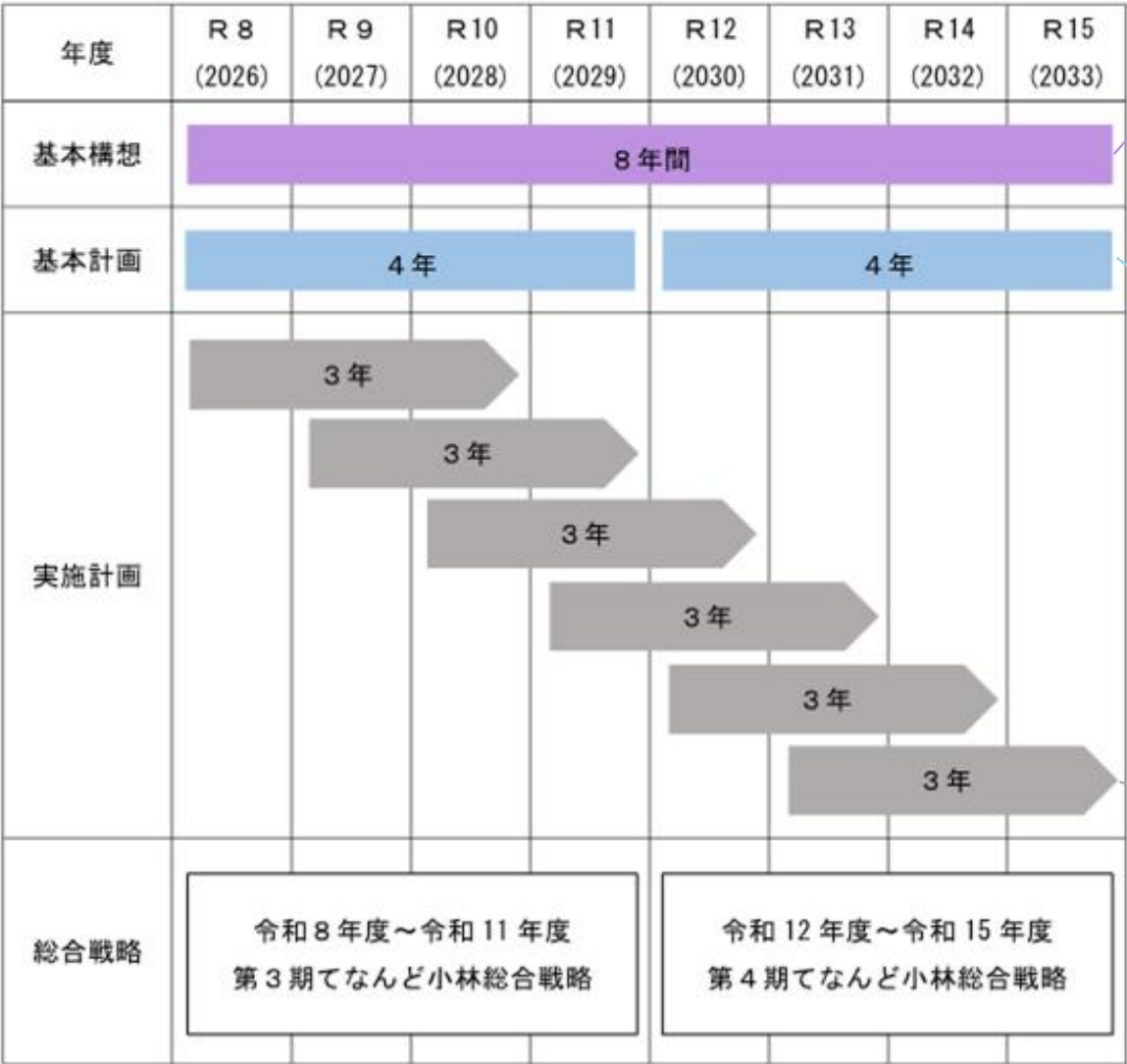
基本構想に定めた将来の目標及び目標達成のための基本的施策のうち、行政の責務を具体化した計画

- 1 財政運営の基本方針
- 2 リーディングプロジェクト
- 3 基本施策

実施計画

基本計画で定めた市の施策を具体的にどのように実施していくかを明らかにするための計画。実施計画は予算と一体化した計画

基本計画で示した基本施策を具現化
(実施年度、期間目標、活動指標)



基本構想の計画期間は8年間とし、長期的な将来像を展望する計画とします（令和8年度～令和15年度）。

基本計画の計画期間は、前期4年間（令和8年度～令和11年度）と後期4年間（令和12年度～令和15年度）とします。

実施計画の計画期間は3か年とし、予算と一体化した計画として、予算編成等に合わせて毎年度ローリングします。

基本構想

将来都市像 「みんなでてなむ 笑顔あふれる じょじょんよかところ 小林市」

にぎわい

人も心もワクワク
にぎわうまち

いきいき

健康でいきいきつながり合う
笑顔のまち

まなび

生涯を通して学び合い
育ち合うまち

くらし

豊かな自然と共に安心して
くらするまち

基本計画

リーディングプロジェクト（人口減少対策プロジェクト、健幸都市プロジェクト、産業活性化プロジェクト）

にぎわい

- ① 農林水産業を振興します
- ② 畜産業を振興します
- ③ 商工業を振興します
- ④ 観光産業を振興します
- ⑤ 戦略的なプロモーションを推進します

いきいき

- ① 市民福祉の充実を図ります
- ② 高齢者支援を推進します
- ③ 健康づくりを支援します
- ④ こども・子育てを支援します
- ⑤ 地域医療の体制の確保に取り組みます

まなび

- ① 学校教育を充実します
- ② 生涯学習を推進し、文化・芸術を振興します
- ③ スポーツを通じたからだづくりを推進します

くらし

- ① 防災力・災害対応力を高めます
- ② 安心・安全で安定した上下水道を確保します
- ③ 良好な住環境の整備を推進します
- ④ 生活基盤を整備します
- ⑤ 自然環境・生活環境を保全します
- ⑥ 地域公共交通の確保を図ります
- ⑦ 市民の人権意識を高めます
- ⑧ 市民参画による地域活動の維持・充実を図ります
- ⑨ 国際化・多文化共生を推進します

計画の実現 に向けて

- ① 効率的かつ効果的な行政経営を行います
- ② デジタル化を推進します
- ③ 公共施設等のマネジメントを推進します

財政運営の基本方針（財政目標）

実施計画

第1部 総論 第3章 本市を取り巻く状況

人口の現状と将来展望（人口ビジョン）

人口の変化が地域社会に与える影響

人口減少により地域社会に与える主な影響は次の事項が考えられます。

1 産業への影響

- 産業全般における労働者不足による生産力の低下
- 地域購買力の低下による経済の縮小
- 事業所や店舗の撤退

産業の衰退や地域経済規模の縮小、それらに伴う雇用の減少により、更なる人口流出を引き起こすことが懸念されます。

2 住民生活への影響

- 中山間地域での生活基盤（買物環境等）の低下
- コミュニティ機能の衰退
- 教育活動の制約

年少人口減少による教育活動等の制約、生産年齢人口減少に伴う地域の担い手不足や活力低下、高齢化の進展に伴い必要とされる医療や介護分野の人材不足が懸念されます。

3 行財政運営への影響

- 税収の減少
- 医療費や社会保障費の増大

生産年齢人口の減少により地域の基幹産業の担い手不足や経済活動の低下による税収の減少、老年人口の増加による医療費や社会保障費増加など、本市の財政状況への影響が懸念されます。

人口減少対策の方向性

人口減少緩和と地方創生を実現していくためには、出生率の向上や健康寿命の延伸による自然動態の改善と、市外転出の抑制やU I J ターンによる社会動態の改善により人口減少を抑制することが必要です。また、住民の生活環境の改善や、防災対策、地域活性化により地域の魅力を向上させ、併せて関係人口・交流人口の創出に取り組む必要があります。

- ① 出生率の向上や健康寿命の延伸
- ② 市外転出の抑制やU I J ターンによる社会動態の改善
- ③ 地域の魅力を向上
- ④ 関係人口・交流人口の創出

人口の将来展望

将来人口について令和22（2040）年の人口を約35,000 人、令和42（2060）年の人口を約26,000 人と推計します。

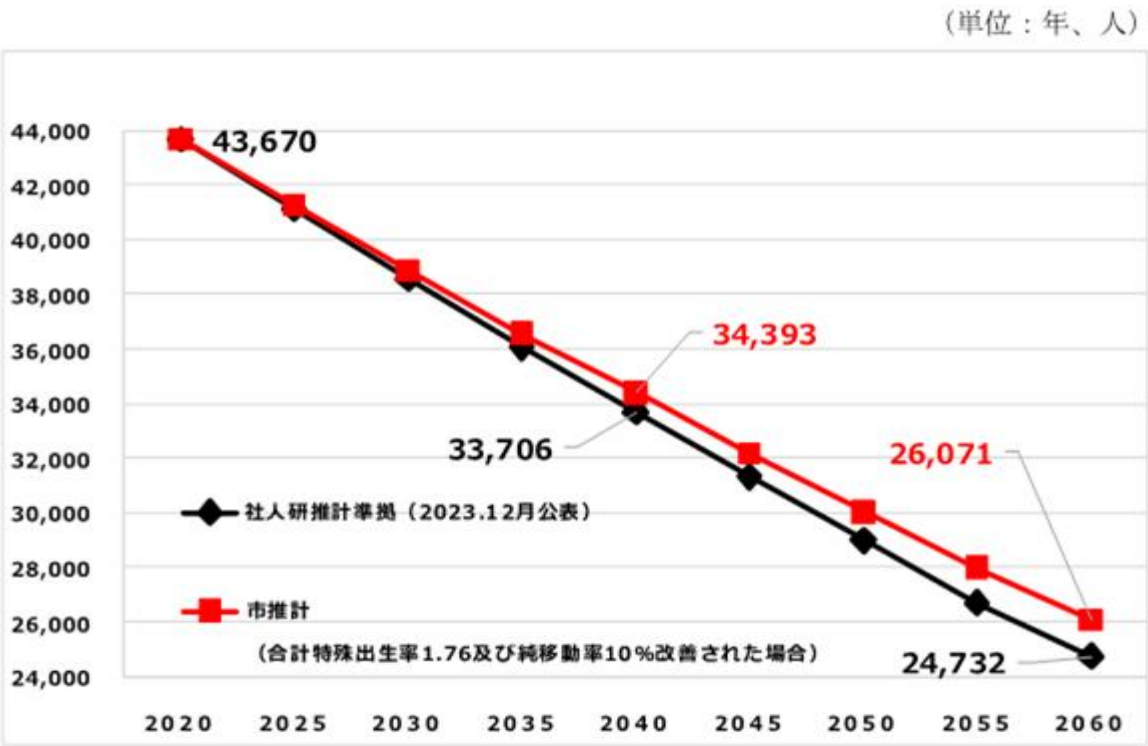
（自然増減に関する考え方）

○結婚、妊娠、出産、子育ての切れ目ない支援により合計特殊出生率1.76 を現状維持すると仮定

○「健幸こばやし21（第3次）」などの取組により健康寿命が延びると仮定

（社会増減に関する考え方）

○女性や若者に選ばれるまちづくりにより、若年層（15 歳～39 歳）の純移動率が10%改善されると仮定



出典：国立社会保障・人口問題研究所「日本の地域別将来推計人口」、小林市

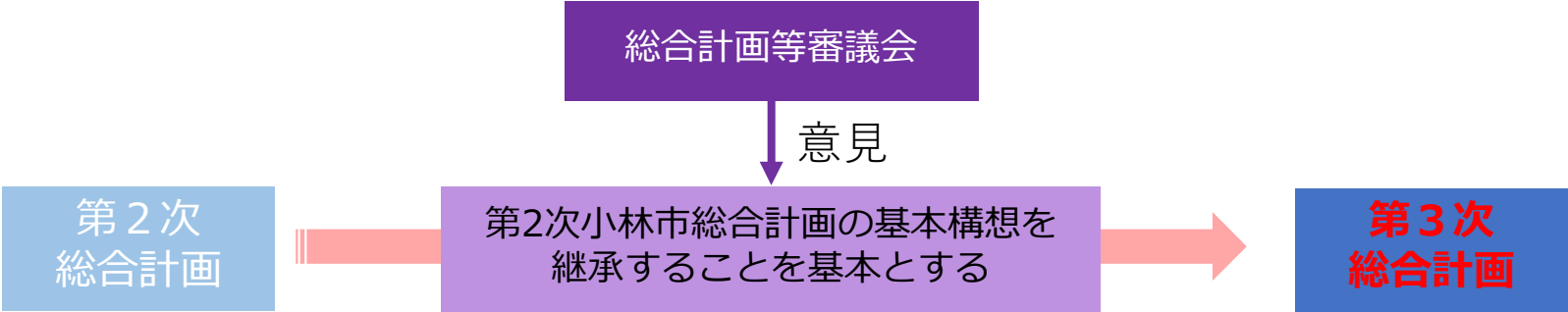
第2部 基本構想

■位置付け

基本構想は地域社会の将来の目標及び目標達成のための基本的施策を定めた計画です。
そのため、その実現には市民、地域、団体、企業、行政等本市に存する様々な主体が役割を果たすことが不可欠です。
このことから、基本構想は地域社会を対象とした計画とします。
行政の責務については、基本計画で具体的に示すものとします。

■策定方法

基本構想については、小林市総合計画等審議会による検証結果において、第2次小林市総合計画の基本構想が市民主体で策定されたものであり、本市の将来都市像を実現するために、引き続き取り組む必要がある基本的な方向性とされたことから、第2次小林市総合計画の基本構想を継承することを基本としました。
策定方法としては、市民主体で見直すこととし、グループインタビューや市内の高校生を対象としたワークショップ等を開催し、そこで出された多くの意見や社会情勢の変化も踏まえ、行政で取りまとめました。



第2部 基本構想 第1章 まちづくりの基本理念

「まちづくりの基本理念」とは、まちづくりを推進していく上で基本となる考え方です。

「小林市まちづくり基本条例」第2章により「まちづくりの基本理念」を次のとおりとします。

～まちづくりの基本理念～

- ①まちづくりは、市民が主体であり、協働により行うものとする。
- ②まちづくりは、「基本的人権の尊重」の下、全ての市民が互いに助け合いながら暮らせるまちをめざして行うものとする。
- ③まちづくりは、豊かな自然、資源を守り育て、全ての市民が希望を持ち、安心して暮らせるまちをめざして行うものとする。

第2部 基本構想 第2章 まちづくりの基本方針

将来都市像

みんなでてなむ 笑顔あふれる じょじょんよかところ 小林市

～みんなで一緒に 笑顔があふれる とても素晴らしいまち小林市を創造しましょう～

将来都市像は、「てなむ」＝「協働」して、市民が主役の、市民や本市を応援してくださる全ての人々と共にまちづくりを推進し、人々が健康であり笑顔で、「じょじょんよかところ」＝「地域・自然・文化・歴史等がきらきら輝くとても素晴らしいまち」を、オール小林で実現させよう、ということを表現しています。

みんな	市民、地域、団体、企業、行政及び本市を応援してくださる人々を意味します。
てなむ	「一緒に」という意味の西諸弁です。協働、助け合い、支え合い、触れ合い、交流を意味します。
笑顔あふれる	住んでいる人が生きがいを持ち健康で安心して幸せに生活することで笑顔があふれ、本市を訪れる人々も“来てよかった”と笑顔があふれる、というような、本市に関わる人々が笑顔になれる状態を意味します。
じょじょんよかところ	「とても素晴らしいところ」という意味の西諸弁です。住んでよいまち、来てよいまち、遊んでよいまち、自然や地域資源があふれるよいまち等、素晴らしいことがあふれているまちを意味します。また、市民が我がまちを誇りに思う気持ちも含みます。

第3次小林市総合計画においても第2次小林市総合計画の将来都市像を継承することとします。

継承する理由

- (1) 本市の総合計画は、小林市まちづくり基本条例の「まちづくりの基本理念」をまちづくりの基本となる考え方としています。
- (2) 第2次小林市総合計画に掲げた将来都市像は、同様に同条例を具現化するものであり、小林市が目指す姿として、多くの市民から共感されています。
- (3) コロナ禍等の社会情勢の変化や人口減少、少子高齢化がもたらす地域社会の変化の中、将来にわたって地域も行政も持続可能となる取組を進めるためには、将来都市像の実現に向けた更なる取組が必要です。



小林市まちづくり基本条例

～まちづくりの基本理念～

- ① まちづくりは、市民が主体であり、協働により行うものとする。
- ② まちづくりは、「基本的人権の尊重」の下、全ての市民が互いに助け合いながら暮らせるまちをめざして行うものとする。
- ③ まちづくりは、豊かな自然、資源を守り育て、全ての市民が希望を持ち、安心して暮らせるまちをめざして行うものとする。

第2部 基本構想 第3章 施策の大綱

「まちづくりの目標」を次のように定めます。

1

「にぎわい」分野

人も心もワクワクにぎわうまち

2

「いきいき」分野

健康でいきいきつながり合う笑顔のまち

3

「まなび」分野

生涯を通して学び合い育ち合うまち

4

「くらし」分野

豊かな自然と共に安心してくらせるまち

第3部 基本計画

■位置付け

行政の責務を具体化した計画として、基本計画を策定します。基本計画は、行政を対象とした計画として、基本構想に基づき行政主体で策定します。

■第2次総合計画の検証結果等の反映

第2次総合計画の計画期間に毎年度実施した行政評価の評価結果を反映させるとともに、市民からの意見の聴取（グループインタビューや若者からの提言等）やまちづくり市民アンケートの結果（基本構想や基本計画、各施策の満足度等）等を包括的に反映しました。

■リーディングプロジェクトの設定

基本計画の基本施策のうち、本市の課題を解決するために総合的かつ横断的に組み合わせられた基本施策の方針群を、戦略的かつ優先的に取り組むプロジェクトとして設定したものを、「リーディングプロジェクト」と位置付けます。「リーディングプロジェクト」の設定により、本計画の実効性をより高めることとします。

■総合戦略の一体化

本基本計画は、まち・ひと・しごと創生法（平成26年法律第136号）第10条に規定される地方版総合戦略と基本的な考え方や方向性が合致することから、本市における地方版総合戦略（第3期てなんど小林総合戦略）として位置付けます。

■SDGsの推進

本市では、後期基本計画の各基本施策とSDGsの目指す17の目標（ゴール）を関連付けることで、本市の目指す将来都市像の実現と持続可能な社会に向けた取組を推進します。

第3部 基本計画 第1章 財政運営の基本方針

本市は、歳入に見合った歳出構造の遵守や行財政改革の積極的な取組などにより、財政調整基金の残高は増加し、地方債残高は大幅に減少しています。また、各種財政指標においては、一定程度の健全な状態を維持していますが、今後の財政運営においては、物価高騰の継続による歳出増加が懸念されるほか、社会保障費等の義務的経費に加え、公共施設の老朽化対策経費の増大が見込まれるなど、厳しい財政運営が続くと予測されることから、その対応に努める必要があります。



1 財政運営の基本方針

最小の経費で最大の効果を発揮するため、基本計画では次の財政運営の基本方針を定めます。

方針 1	総合計画に基づく予算措置
方針 2	既存事業の見直しと新規事業の実施
方針 3	持続可能な財政運営の確立
方針 4	歳出規模の適正化
方針 5	公共施設等に係る投資の平準化



2 財政目標

本市の行財政運営は前期基本計画の計画期間内では、原則として次の財政目標の範囲内で運営することとします。

- 基礎的財政収支（形式収支＋公債費－地方債）
 0 以上
- 財政調整基金残高
 15億円以上（令和11年度末）

第3部 基本計画 第2章 リーディングプロジェクト

基本計画の基本施策のうち、本市の課題を解決するために総合的かつ横断的に組み合わされた基本施策の方針群を、戦略的かつ優先的に取り組むプロジェクトとして設定したものを、「リーディングプロジェクト」と位置付けます。「リーディングプロジェクト」の設定により、本計画の実効性をより高めることとします。

1

人口減少対策プロジェクト

人口ビジョンによる人口の現状及び人口減少対策の方向性や人口の将来展望を踏まえ、第2期でなんど小林総合戦略の基本的な考え方を維持しつつ必要な見直しを行いました。

今後は、将来にわたって持続可能なまちづくりを目指すとともに、社会的な側面から、人口減少対策に取り組む必要があります。

■基本方針

1 希望する人が安心してこどもを生み育てられる環境をつくる

2 転入・転出による人の流れを変える

3 住み続けたいと思うまちをつくる

2

健幸都市プロジェクト

健康と幸せの両方が備わり、生きがいを持って自分らしく毎日をいきいきと暮らしていくためには、市民の生活の質の向上と健康寿命の延伸を図ることが求められています。

そこで、一人ひとりがいつまでも健幸で輝けるまちこばやしを目指して、「健幸こばやし21（第三次）」に沿って、市民総ぐるみの取組をより一層進める必要があります。

■基本方針

1 人の行動と健康状態の改善

2 社会環境の質の向上

3 ライフコースアプローチを踏まえた健康づくり

3

産業活性化プロジェクト

少子高齢化や人口減少の進行は、労働生産力の低下や市場の縮小等に影響を与え、地域経済の衰退や地域社会の活力低下などをもたらすこととなります。また、国際情勢の不安定化や自然災害などの変容も地域経済が衰退する要因のひとつです。

そこで、経済的な側面から本地域の豊富な農畜産物や魅力のある多様な資源を生かし、地域経済の好循環を目指し、業種や立場を超えてオール小林で本市の産業活性化に取り組む必要があります。

■基本方針

1 働き手の確保

2 生産性の向上

3 所得の向上

4 働く場の確保

第3部 基本計画 第3章 基本施策

行政の責務を具体化した計画として、基本計画を策定します。基本計画は、行政を対象とした計画として、基本構想に基づき行政主体で策定します（対象：行政、策定主体：行政）。

1

「にぎわい」分野

1－(1) 農林水産業を振興します

1－(2) 畜産業を振興します

1－(3) 商工業を振興します

1－(4) 観光産業を振興します

1－(5) 戦略的なプロモーションを推進します

2

「いきいき」分野

2－(1) 市民福祉の充実を図ります

2－(2) 高齢者支援を推進します

2－(3) 健康づくりを支援します

2－(4) こども・子育てを支援します

2－(5) 地域医療の体制の確保に取り組みます

3

「まなび」分野

3－(1) 学校教育を充実します

3－(2) 生涯学習を推進し、文化・芸術を振興します

3－(3) スポーツを通じたからだづくりを推進します

4

「くらし」分野

4－(1) 防災力・災害対応力を高めます

4－(2) 安心・安全で安定した上下水道を確保します

4－(3) 良好な住環境の整備を推進します

4－(4) 生活基盤を整備します

4－(5) 自然環境・生活環境を保全します

4－(6) 地域公共交通の確保を図ります

4－(7) 市民の人権意識を高めます

4－(8) 市民参画による地域活動の維持・充実を図ります

4－(9) 国際化・多文化共生を推進します

5

計画の実現に向けて

5－(1) 効率的かつ効果的な行政経営を行います

5－(2) デジタル化を推進します

5－(3) 公共施設等のマネジメントを推進します

3 基本施策の記載内容

1

「にぎわい」分野

人も心もワクワクにぎわうまち

1-（1） 農林水産業を振興します

■現状と課題

農業分野については、全国的に少子高齢化に伴う人口減少が進む中、農業従事者が減少し、本市の基幹産業

基本施策を取り巻く環境を分析した結果を記載

■方針

方針1 新規就農者や農業後継者等の担い手の確保

本市の基幹産業である農業を活性化するため、国県の補助事業や就農者のニーズに合わせた事業を展開し、新規就農者や農業後継者等の担い手の確保に努めます。

目標 新規就農者や農業後継者等の担い手が確保された状態

分析した「現状と課題」に基づき、課題とされる内容を中心に計画期間4年間の方針を記載

方針の達成のために、どこまでを実施するのかという目指すべき状態を記載

基本施策の参考として主なものを記載

<目標値>

指標名	6年度 (現状値)	R 8	R 9	R 10	R 11
方針1 新規就農者・農業後継者数	18人	20人	20人	20人	20人

<主な実施計画事業>

事業名	概 要
方針1 農業経営の世代交代対策事業	農畜産業の担い手となる新規就農者や農業後継者等の確保及び育成を行う。
方針2 農地中間管理事業・多面的機能支払交付金事業・中山間地域等直接支払交付金事業	地域計画に基づいた担い手農家への農地の集積及び集約化を図る。

<関連する個別計画>

計画名	概 要	根拠法令	計画期間	区 分
小林市農業振興計画	本市の農業振興を図るため、具体的な施策の方向性を示す計画	なし	令和4年度～令和8年度（5年間）	連携

基本施策の参考として関連する個別計画を全て記載